

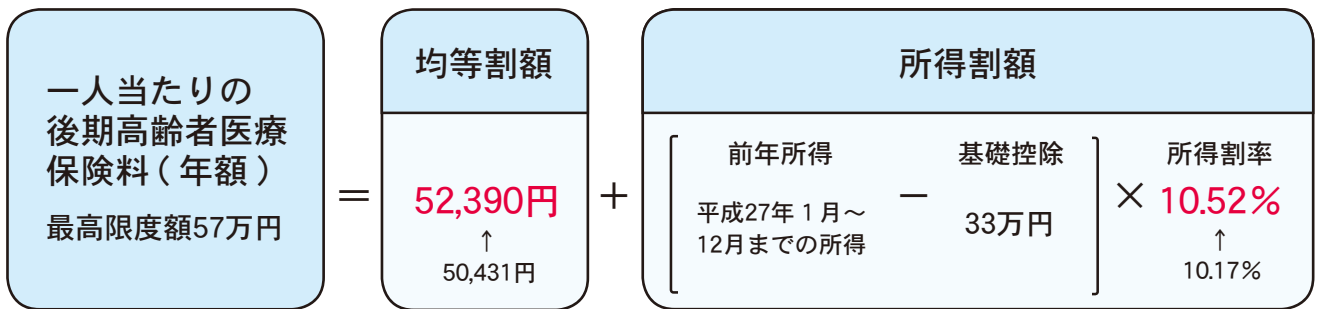
平成28年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

申し込み・問い合わせ 保険年金課 ☎ 29-5084、総合支所、支所

- ☆75歳の誕生日から、生活保護受給者などの人以外は後期高齢者医療保険に全員加入します(手続不要)
- ☆加入は個人単位で、保険証と被保険者番号は1人に1つです
- ☆医療費の自己負担割合は、1割または3割です

平成28年度の保険料率は前年度より増額となります。保険料や納付方法は、7月中旬に被保険者へ通知します。保険料の軽減は、前年の所得に応じて自動的に行います。軽減割合は7月中旬に送付する通知書で確認してください。

平成28年度 後期高齢者医療保険料




保険料が年金から天引きされている人も、申し出により口座振替へ変更できます。口座振替に変更すると口座名義人の社会保険料控除額が増えることにより、世帯全体で見たとときに所得税・住民税が減額になる場合があります。

保険証を7月中旬に送付します

8月の更新の前に、新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。
有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

保険証は宛先と同じ台紙に印刷されていますので、切り取って使用してください。



点字シールを希望する人は
希望する人には点字シール(封筒に「保険証在中」、被保険者証に「保険証」と点字印刷したもの)を貼り、送付することができます。
6月24日(金)までに保険年金課へ連絡してください。
昨年までに点字シールを希望した人には、引き続き点字シールを貼って送付します。

65歳～74歳の障害のある人
65歳から74歳までの人は、障害の程度により申請に基づき、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。74歳までの人は認定を受けた後でも、申し出により撤回することができます。

対象となる障害

- 国民年金法などにおける障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1・3級および4級の一部
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級

手続きに必要なもの

- 障害の状態を明らかにする書類(国民年金証書、身体障害者手帳など)
- 現在加入している健康保険被保険者証
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは通知カード

国民健康保険と後期高齢者医療保険の手続きには、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。
マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

